

議案第 33 号

橋本市介護予防拠点施設城山交流センター設置及び管理条例の一部を
改正する条例について

橋本市介護予防拠点施設城山交流センター設置及び管理条例の一部を改正す
る条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市介護予防拠点施設城山交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市介護予防拠点施設城山交流センター設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第143号)の一部を次のように改正する。
 なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後		改正前	
(使用料) 第8条 交流センターの使用料は、別表に定める額に、当該額に消費税 法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及 びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の 税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じ たときは、これを切り捨てるものとする。)とする。 2. 利用者は、交流センター利用時に冷暖房を使用したときは、前項に規 定する使用料の額に当該額の5割を加算した額を納入しなければなら ない。 3. 略		(使用料) 第8条 交流センターの使用料は、別表のとおりとする。 2. 略 別表(第8条関係)	
利用時間	昼間	利用時間	昼間
	午前9時から午後5時まで		午前9時から午後5時まで
区分		区分	夜間
			午後5時から午後9時まで
1室につき	200円	1室につき	210円
			420円
		備考 冷暖房使用時は、使用料の5割相当額を加算する。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の橋本市介護予防拠点施設城山交流センター設置及び管理条例に規定する交流センターの使用料は、この条例の施行の日以後に利用の許可を行うものについて適用し、同日前に利用の許可を行うものについては、なお従前の例による。